

2025 年 4 月 1 日

小千谷市消防本部との 「火災予防啓発の連携に関する協定」の締結について

北陸ガス株式会社（本社：新潟県新潟市／代表取締役社長：敦井一友）は、本日小千谷市消防本部と「火災予防啓発の連携に関する協定」を締結しました。同協定の締結は、新潟市消防局、長岡市消防本部、柏崎市消防本部、三条市消防本部および見附市消防本部に続いて 6 例目となります。

本協定は、当社と小千谷市消防本部が連携・協力して住宅用火災警報器の普及促進および維持管理の啓発により住宅防火の推進を図り、小千谷市のお客さまの安心・安全を守ることを目的としています。本協定に基づき、当社は住宅用火災警報器の普及促進および維持管理を啓発するためのチラシを作成・活用し、住宅用火災警報器の普及促進に努め、設置から 10 年が経過した住宅用火災警報器の取替促進などに取り組みます。

住宅用火災警報器は、煙や熱を検知して警報音などで知らせてくれるため、早期の消火や逃げ遅れの防止に役立つことから、消防法によりすべての住宅で設置が義務づけられています※¹。また電池切れや機器の寿命などで正常に作動しなくなることがあるため、設置から 10 年※²での取り替えが推奨されており、住宅用火災警報器の普及拡大とともに、交換期限が過ぎた機器の確実な取り替えが課題となっています。

※¹ 2006 年 6 月より新築住宅での設置が義務化されました。既築住宅においても、小千谷市火災予防条例により、2011 年 6 月から設置が義務付けられています。

※² 機種により交換時期が 5 年のタイプもあります。

当社では、本日より小千谷地区でのガス事業運営を開始したことに伴い、小千谷地区のお客さまへの警報器の販売・リースを開始しました。当社では、煙のみ検知するベーシックタイプの住宅用火災警報器をはじめ、火災の初期段階で発生する一酸化炭素（以下、CO）も検知できる警報器や、火災（煙）・CO・ガス漏れの検知ができる複合タイプの警報器の販売・リースを行っています。当社から販売したお客さまにつきましては、交換期限を管理し期限満了前にハガキでお知らせします。

当社は「ずっと近くで、にいがたを想う。」をコーポレートスローガンとして、新潟のお客さまの身近な存在であり続け、ともに歩み続けていくことを目指しています。今後も地域に根ざしたガス事業者として、お客さまの安心・安全な暮らしに貢献していきます。

以上

＜「火災予防啓発の連携に関する協定」の概要＞

- (1) 住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理を啓発するための広報資料の制作
- (2) (1)の広報資料の掲示、配布等による火災予防広報並びに住宅用火災警報器の設置維持管理状況確認
- (3) (2)における啓発数等の実施状況についての情報共有
- (4) その他、双方の協議により実施する火災予防広報